⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴イに掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、平成30年10月29日付け最高裁判所事務総局経理局長公示「競争参加者の資格に関する公示」別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係（〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　電話03－3262－0109）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⑾　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑿　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : KASAI Yukihiko, the obligated officer, Director-General of Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan
⑵　Classification of the procurement : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Mechanical Facilities for a new courthouse of Nakameguro Branch of Tokyo High Court and Tokyo District Court (provisional name)
⑷　Term for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : Between 9 a.m. and 5 p.m., From March 22, 2019 to April 19, 2019 (except for holidays)
⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 1 : 30 p.m., July 29, 2019 (bids by mail must be received by 1 : 30 p.m., July 29, 2019)
⑹　Contact point for this notice : Contract Section, Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3262―0109

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成31年3月22日
　国立大学法人山梨大学　学長　島田　眞路
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　19
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山梨大学（医病）中央診療棟等改修工事
⑶　工事場所　山梨県中央市下河東1110（山梨大学下河東団地構内）
⑷　工事概要　本工事は、中央診療棟（10,148㎡）、特殊診療棟（1,271㎡）、ＭＲＩ―ＣＴ装置棟（210㎡）の改修工事である。
　なお、本工事に伴う電気設備工事、機械設備工事は別途発注予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成34年１月28日（金）まで。【全体工期約31ヶ月】
⑹　使用する主な資機材　屋上シート防水一式、外壁複層塗材吹付け一式、ビニル床シート一式、石こうボード一式、軽量鉄骨壁下地材一式
⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp/top/）】により行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山梨大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人山梨大学契約規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点以上、共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点以上であること。
⑷　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
　①　単体又は共同企業の代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の場合は延べ面積5,000㎡以上、改修工事の場合は改修延べ面積5,000㎡以上を施工した実績があるもの。
　②　共同企業の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院又は診療所で、新築、増築又は改築の場合は延べ面積2,500㎡以上、改修工事の場合は改修延べ面積2,500㎡以上を施工した実績があるもの。
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。